

令和8年度介護人材のすそ野拡大事業業務委託基本仕様書

第1 目的

元気なシニア及び子育て世代、高校生等の介護未経験者を対象に、介護分野への参入のきっかけを作るための研修等の実施及び介護助手の導入に係る広報支援の実施を通じて、介護人材のすそ野拡大を図る。

第2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

第3 委託業務の概要

1 介護に関する入門的研修の実施

(1) 一般受講者向け

一般受講者向けに、介護保険制度等の介護全般に関する基礎知識を習得するための基礎講座のみの研修と、介護施設で働くうえでの基礎的な知識を習得するための基礎講座及び入門講座（基礎講座と入門講座合わせて3日程度）の研修を実施する。実施回数は、両研修とも県内2ヶ所（内陸地域・庄内地域）において1回実施するものとする。

(2) 学生及び教員向け

学生及び教員等を対象とした基礎講座及び入門講座（基礎講座と入門講座合わせて3日程度）の研修を県内1カ所（内陸地域）において、夏季期間に1回実施するものとする。

基礎講座及び入門講座のカリキュラムは、平成30年3月30日付け社援基発0330第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知（以下、課長通知）で示された内容と時間数とする。また、各研修修了後に、受講者に対し修了証明書及びカリキュラムを交付し、アンケートを行う。終了証明書は、課長通知で示された様式とする。

2 介護助手の導入に係る広報支援の実施

介護助手の募集に係るチラシに掲載を希望する介護施設等を募集し、チラシを作成する。そのチラシをフリーぺーパー等への折込等の方法により周知を行い、介護助手として就職を希望する者と介護助手の受け入れを希望する事業者のマッチングの機会を創出する。

なお、実施に当たっては、効果的なマッチングを促進するため、地域の元気なシニア等へ効率的に周知できる媒体を選定すること。

また、県内で広くマッチングを促進するため、複数地域で周知する等、広く周知を行うこと。

第4 留意事項

- (1) 事業の運営にあたっては、高齢者等の就労の窓口となる関係機関等との連携に努めること。
- (2) 介護に関する入門的研修受講者の募集にあたっては、パンフレットの作成等を行い、広く募集を行うこと。なお、募集に際しては、山形県福祉人材センター等の関係機関と協力して行うこと。
- (3) 当事業において使用する場所については、受託者が確保すること。
- (4) 受講者から研修に係る費用は徴収しないこと。
- (5) 受講者に、基礎講座と入門講座の両講座を受講した場合、生活援助従事者研修及び介護職員初任者研修の一部項目が免除されることを周知すること。

第5 受託者の責務

- (1) 受託者は、個人情報取扱事務に従事している者に対し、当該個人情報の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。当該職員が退職後であっても同様とする。
- (2) 受託者は、業務従事者の雇用にあたっては、労働基準法等の労働関係法令を遵守すること。